

(16) 事務局規程

- 第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第43条により事務局に関する規程を定める。
- 第2条 事務局に次の職員を置く。
事務局長1名、職員若干名（事務局次長と嘱託並びに臨時雇用を含む）。
- 第3条 職員の任免は定款第43条第4項に準拠する。
- 第4条 事務局長は理事を兼ねることができる。
- 第5条 事務局長は事務局を統括し、職員を指揮・監督する。
- 第6条 職員は、事務局長の命を受け、本会の事務を処理する。
- 第7条 職員の給与については会長が別に定める。
- 第8条 庶務・経理その他、事務処理上必要な規程は、理事会の承認を経て、事務局長が別に定める。
- 第9条 服務規程・給与規程・旅費規程等は、理事会の承認を得て、別に定める。
- 第10条 職員は、専門委員会の委員になることはできない。
- 第11条 本規程の改廃については、理事会において理事の過半数の賛同により、議決することができる。
- 附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。